

市融資制度 及び 県・市協調融資制度

(令和8年10月1日現在。年度途中で改定する場合もあります。)

制 度	融 資 対 象 者	資金使途・融資限度額	融資期間・利率	担保	保証人	信用保証	取扱い金融機関
刈谷市商工業者事業資金	① 常時使用する従業員数が20人(政令特例業種を除き商業・サービス業5人)以下である個人及び会社等 ② 市内に住所等を有し、市内において引続き6ヵ月以上同一事業を適法に営んでいること ③ 市税の滞納がないこと ④ 愛知県信用保証協会の保証対象資格を有すること	設備・運転 2,000万円 ※ 既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲内 ※ 市内での事業に係る資金	設備・運転 3年(3年以内):年1.9% 設備・運転 5年(3年超5年以内):年2.0% 設備・運転 7年(5年超7年以内):年2.1% 設備 10年(7年超10年以内):年2.2%	原則不要	法人代表者以外は原則不要	愛知県信用保証協会の小口零細企業保証制度を適用した保証要	三菱UFJ銀行、三井住友銀行、十六銀行、百五銀行、京都銀行、あいち銀行、名古屋銀行、碧海信用金庫、西尾信用金庫、岡崎信用金庫、知多信用金庫、豊田信用金庫、愛知県中央信用組合の市内各店舗
小規模企業等振興資金(通常資金)	① 常時使用する従業員数が50人(商業・サービス業30人)以下である個人及び会社等 ② 市内において事業を適法に営んでいること(※市外で事業を営む方は、事業所の所在する市町村商工担当課等を経由して申込みができます。) ③ 税の滞納がないこと ④ 愛知県信用保証協会の保証対象資格を有すること	設備・運転 5,000万円	設備・運転 3年(1年超3年以内):年2.2% 設備・運転 5年(3年超5年以内):年2.3% 設備・運転 7年(5年超7年以内):年2.4% 設備 10年(7年超10年以内):年2.5%	原則不要	法人代表者以外は原則不要	愛知県信用保証協会の保証要	三菱UFJ銀行、三井住友銀行、十六銀行、百五銀行、京都銀行、あいち銀行、名古屋銀行、碧海信用金庫、西尾信用金庫、岡崎信用金庫、知多信用金庫、豊田信用金庫、愛知県中央信用組合
小規模企業等振興資金(小口資金)	① 常時使用する従業員数が20人(政令特例事業を除き商業・サービス業5人)以下である個人及び会社等 ② 市内において事業を適法に営んでいること(※市外で事業を営む方は、事業所の所在する市町村商工担当課等を経由して申込みができます。) ③ 税の滞納がないこと ④ 愛知県信用保証協会の保証対象資格を有すること	設備・運転 2,000万円 ※ 既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲内	設備・運転 3年(3年以内):年2.0% 設備・運転 5年(3年超5年以内):年2.1% 設備・運転 7年(5年超7年以内):年2.2% 設備 10年(7年超10年以内):年2.3%	原則不要	法人代表者以外は原則不要	愛知県信用保証協会の小口零細企業保証制度を適用した保証要	三菱UFJ銀行、三井住友銀行、十六銀行、百五銀行、京都銀行、あいち銀行、名古屋銀行、碧海信用金庫、西尾信用金庫、岡崎信用金庫、知多信用金庫、豊田信用金庫、愛知県中央信用組合

※上記のほか、独立開業資金及び事業転換資金(いずれも担保必要、保証人必要、協会保証なし)がございます。
詳しくは商工業振興課までお問い合わせください。

信用保証料

中小企業に関する日本最大のデータベースである「CRD」の評価結果に基づき、1～9のいずれかの区分の保証料率となります。

弾力料率区分 制 度	1	2	3	4	5	6	7	8	9
刈 谷 市 商 工 業 者 事 業 資 金	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
小 規 模 企 業 等 振 興 資 金 (通 常 資 金)	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38
小 規 模 企 業 等 振 興 資 金 (小 口 資 金)	1.83	1.65	1.49	1.34	1.14	0.94	0.78	0.62	0.46

有担保保証の場合は、上記保証料率から0.1%割引かれます。また、会計参与を設置している会社は、上記保証料率から0.1%割引かれます。

信用保証における特別小口保険について

刈谷市商工業者事業資金及び小規模企業等振興資金を無担保無保証人で申込みの小規模事業者で、次の要件のいずれにも該当する場合は、信用保証について特別小口保険の適用ができ、保証料率が刈谷市商工業者事業資金は1.00%、小規模企業等振興資金は0.75%に固定されます。

- ① 常時使用する従業員が20人(商業・サービス業5人)以下であること

② 同一県内で1年以上同一事業を営んでいること

③ 保証申込以前1年間の所得税(法人の場合は法人税)、事業税、市県民税の所得割を完納していること

④ 保証協会に他保険適用の保証残高がなく、保証総額が2,000万円以内であること
- 必要書類: 申込み以前1年以内に納期が到来した分の所得税、事業税、市県民税のいずれかの納税証明書の写し又は納税領収書の写し

信用保証料の補助制度

下記の制度で借入れした際の信用保証料を補助しますので、**金融機関の証明を受けたうえで、融資が完了した日から30日以内**に申請してください。

- 対 象 者: 市内に住所及び事業所を有する個人又は市内に本店の登記及び事業所を有する法人
- 対象制度: 刈谷市商工業者事業資金、小規模企業等振興資金、愛知県経済環境適応資金
- 補 助 率: 下記表のとおり ※令和9年3月31日実行分までの補助率。
- 限 度 額: 下記表のとおり ※令和9年3月31日実行分までの限度額。

対象融資制度	補助率	限 度 額
・ 愛知県経済環境適応資金 (創業等支援資金、事業承継資金を除く)	50%	同一年度内で 20 万円
・ 愛知県小規模企業等振興資金(振、振小) ・ 刈谷市商工業者事業資金(マル刈)	80%	
・ 愛知県経済環境適応資金 (創業等支援資金、事業承継資金)	100%	同一年度内で 40 万円

《注意》既に借入れを行った融資を完済することを条件に付して借入れを行った場合は、返済による返戻保証金を差し引いた金額が補助対象になります。また、**補助金の交付を受けた対象融資を繰上償還し保証料の返還があった場合、補助金の返還が必要になる場合があります。**

中小企業信用保険法に規定する「特定中小企業者」の認定について

中小企業信用保険法第2条第5項の各号に該当する中小企業者は特定中小企業者の認定を受けることができ、別枠保証として愛知県の資制度「経済環境適応資金セーフティネット」の申込みができます。詳しくは商工業振興課までお問合せください。